

監理団体の業務運営に関する規程

上武協同組合

第1 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律およびその管領法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

第2 求人

1 本事業所は、野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）、花き作農業、養鶏業、造園工事業、塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）、はつり・解体工事業、電気配線工事業、給排水・衛生設備工事業、織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）、織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）、寝具製造業、刺しゅう業、事務所用・店舗用装備品製造業、プラスチックフィルム製造業、工業用プラスチック製品加工業、非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）、鉄骨製造業、製缶板金業、金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）、金属製品塗装業、電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）、その他の金属表面処理業又は自動車部分品・附属品製造業又は配達飲食サービス業を行う事業の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合、その申し込みの内容である賃金、労働時間やその他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、または団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申し込みを受理しません。

2 求人の申し込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者または団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）またはその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票により申し込みを行ってください。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、FAX、電子メールでも差支えはありません。

3 求人申込の際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付または電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

4 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を別表の監理費表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらず返却いたしません。

第3 求職

1 本事業所は、野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）、花き作農業、養鶏業、造園工事業、塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）、はつり・解体工事業、電気配線工事業、給排水・衛生設備工事業、織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）、織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）、寝具製造業、刺しゅう業、事務所用・店舗用装備品製造業、プラスチックフィルム製造業、工業用プラスチック製品加工業、非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）、鉄骨製造業、製缶板金業、金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）、金属製品塗装業、電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）、その他の金属表面処理業又は自動車部分品・附属品製造業又は配達飲食サービス業を行う事業者の技能実習に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申し込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。

2 求職の申し込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生または団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）またはその代理人（外国の送り出し機関から求職の申し込みの取次をうけるときは、外国の送り出し機関）から、所定の求職票によりお申込みください。郵便、電話、FAX または電子メールで差支えありません。

第4 技能実習に関する職業紹介

1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。

2 団体監理型実習実施者等の方には、そのご希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話致します。

3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を予め書面の交付または希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について、緊急の必要があるため予め書面の交付または電子メールの使用による明示ができないときは、予めそれらの方法以外の方法により明示を行います。

4 いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任を持って技能実習に関する職業紹介の労をとります。

5 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。

6 就職が決定しましたら、求人された方から監理費（職業紹介費）を別表の監理費表に基づき申し受けます。

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の

指揮のもと、主務省令第 52 条第 1 号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって 3 ケ月に 1 回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取り消し自由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。

- 2 第 1 号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮のもと、1 ケ月に 1 回以上の頻度で団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。
- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘または監理事業の紹介をいたしません。
- 4 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ入国後講習の期間中は団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
- 5 技能実習計画作成の指導にあたって、団体監理型技能実習を行わせる事業所および団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第 52 条第 8 号イからハに規定する観点から指導を行います。
- 6 技能実習生の帰国旅費（第 3 号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者および団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます。
- 9 本事業所内に監理団体の許可書を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示します。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第 6 監理責任者

- 1 本事業所の監理責任者は、中林 春彦 です。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括監理します。
 - ①団体監理型技能実習生の受け入れの準備
 - ②団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導および助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - ③団体監理型技能実習生の保護
 - ④団体監理型実習実施者等および団体監理型技能実習生等の個人情報管理
 - ⑤団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全および労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること

⑥国および地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途および金額を明示したうえで徴収します。
- 2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申し込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。
その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集および選抜に要する人件費、交通費、外国の送出国機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
- 3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあっては、入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。
その額は、監理団体が実施する入国前講習および入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師および通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
- 4 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。
その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に関する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
- 5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。
その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

第8 その他

- 1 本事業所は、国および地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所轄するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等または団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介がされたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をしてください。
- 3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方または団体監理型実習実施者等から知りえた個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本事業所は、団体監理型技能実習生等または団体監理型実習実施者等に対し、その申し込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信

条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切いたしません。

5 本事業所の取り扱い職種の範囲等は、野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)、花き作農業、養鶏業、造園工事業、塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)、はつり・解体工事業、電気配線工事業、給排水・衛生設備工事業、織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)、織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む)、寝具製造業、刺しゅう業、事務所用・店舗用装備品製造業、プラスチックフィルム製造業、工業用プラスチック製品加工業、非鉄金属鋳物製造業(銅・同合金鋳物及びダイカストを除く)、鉄骨製造業、製缶板金業、金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)、金属製品塗装業、電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)、その他の金属表面処理業又は自動車部分品・附属品製造業、配達飲食サービス業です。

6 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上の通りですが、本事業所の業務は、すべて技能実習関係法令に基づいて運営されますので、ご不審の点は、担当者に詳しくお尋ねください。